34—01.1　ＰＵＤＴ

無効審判、特許（商標登録）異議の申立ての証拠における外国語文献の取扱い

無効審判、特許（商標登録）異議の申立ての証拠として外国語文献が提出されたが、翻訳文が添付されていない、あるいは証拠として引用した箇所に対して翻訳していない箇所があるときは、以下のとおり取り扱う。

１．　無効審判

請求の理由が不備として補正を命じ（特§133①、実§41、意§52、商§56、§68④）、応答無し等のときは、決定をもって請求を却下する（特§133③）。

２．　特許異議の申立て

申立ての理由が不備として補正を命じ（特§120の8①→特§133①）、応答無し等のときは、決定をもって申立てを却下する（特§120の8①→特§133③）（→67—04の１．）。

３．　商標登録異議の申立て

申立ての理由が不備として補正を命じ（商§43の15①→特§133①）、応答無し等のときは、決定をもって申立てを却下する（商§43の15①→特§133③）。

＜理由は以下のとおり＞

証拠が外国語文献の場合は、翻訳文を添付することとされている（特施規§61①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤⑥、民訴規§138①）。

公平性を担保し、特許（実用新案、意匠、商標）権者へ翻訳文を送付するため、翻訳文は正式な書類として提出することを求める。証拠の言語に堪能であって審理に支障がないなどの理由で看過することは、公平性の観点から適切でない。

なお、合議体は、手続の迅速を図るため、電話等により申立人・請求人、代理人に対し、翻訳文に係る補正書、上申書の提出を要請してもよい。

また、合議体は、電話により申立人・請求人、代理人に対し、正式な書類の提出に先立ち、電子メール等による翻訳文の提出を求め、これをもとに、あるいは、翻訳文の有無にかかわらず、審理を進めることができる。ただし、後日、正式な書類の提出がなかったときには、申立書・請求書を却下する。

（改訂 R5.12）